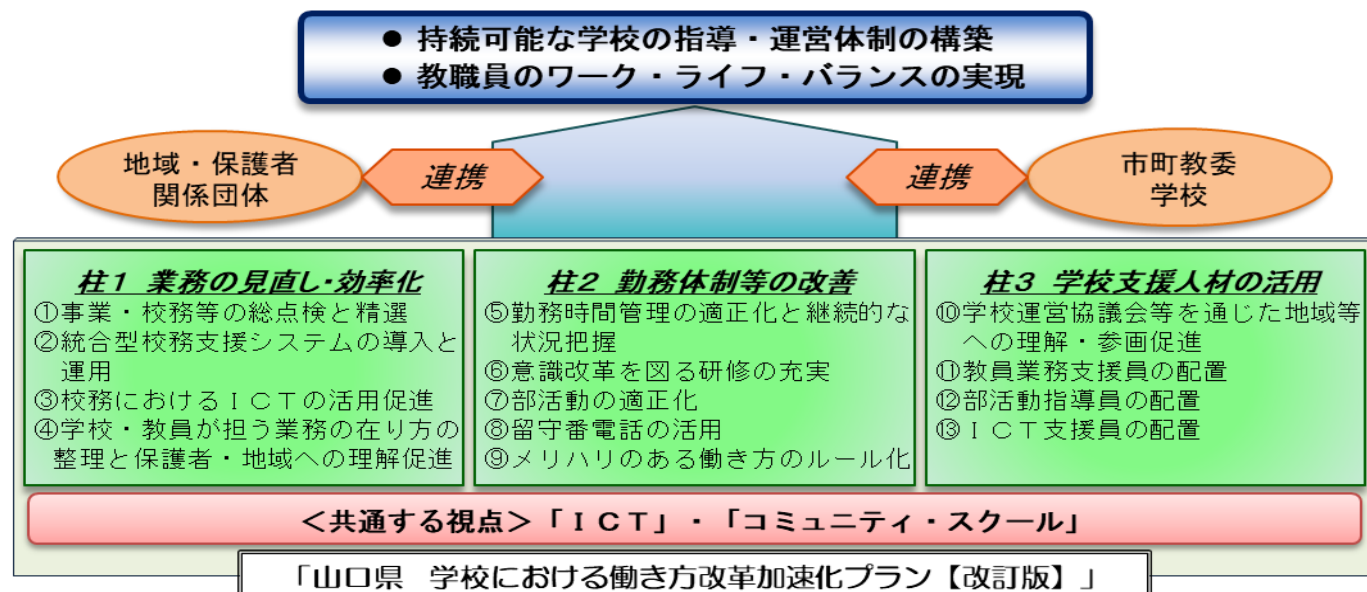


学校における働き方改革の推進について

教育庁教職員課

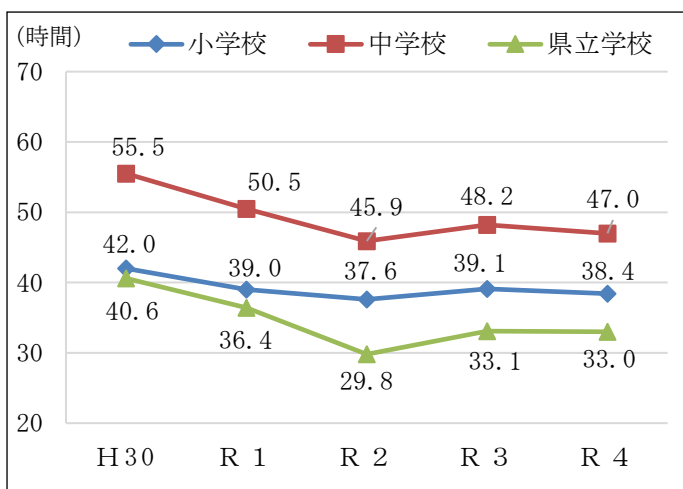
1 これまでの取組

- 平成30年3月「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」策定
- 令和3年7月「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【改訂版】」策定

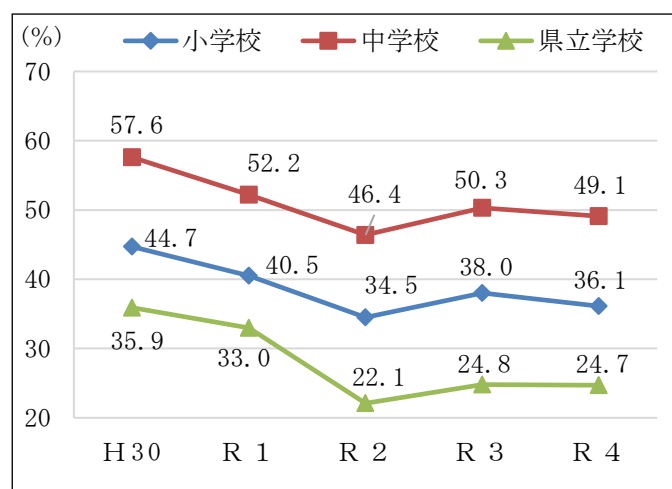


2 本県の教員の時間外在校等時間の状況

教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間



時間外在校等時間が月45時間を超えた教員の割合



3 国の動向

- 平成31年1月（中央教育審議会答申）

これまで学校・教師が担ってきた業務の在り方に関する考え方を整理

I. 基本的には学校以外が担うべき業務

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

II. 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃 ⑧部活動

III. 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理
- ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 令和元年12月（文部科学省）

給特法を改正し、「教職員の業務量の適切な管理等に関する指針」を策定
→令和2年3月 県条例・規則を改正し、時間外在校等時間の上限を規定

- 令和5年8月（中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保部会）
「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」を提言

4 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」（素案）の概要

(1) 目標

時間外在校等時間の上限方針の遵守

「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0(ゼロ)%に近づける。」

(2) 推進指標

①教員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均を月30時間以内にする。

現状値(R4)：小学校 38.4時間 中学校 47.0時間 県立学校 33.0時間

②働き方改革に係る取組状況について公表している学校の割合を100%にする。

現状値(R4)：小学校 11.0% 中学校 16.3% 県立学校 6.6%

(3) 期間 令和6年(2024年)4月から令和9年(2027年)3月まで

(4) 策定方針

「業務の見直し・適正化」「校務の効率化」「勤務体制等の改善」「学校・家庭・地域の連携・協働」の4つを柱とし、その実現に向けた12の取組を設定するとともに、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制」と「ICT環境」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進

(5) 取組の概要 4つの柱、12の取組及び主な具体的取組

柱1 業務の見直し・適正化

①勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握

・クラウド型出退勤管理システムの活用

②事業・校務等の精選

・各種会議・諸調査、各種事業等の精選・簡素化

③意識改革や業務の効率化を図る研修の充実

・教職員の意識改革を図るための研修会の開催

柱2 校務の効率化

④統合型校務支援システムの効果的な運用

新 各校種間でのデータ連携の推進

拡 統合型校務支援システムと各種システムの連携

⑤校務におけるICTの活用促進

・クラウド型採点システムの活用(県立高校等)

・教職員のICT活用指導力向上に向けた支援

柱3 勤務体制等の改善

⑥メリハリのある働き方のルール化

- ・「時差出勤」「最終退校時刻」「ノー残業デー」「学校閉庁日」の設定及び「留守番電話」の活用

⑦教員業務支援員の配置

- ・事務的業務を補助する人材の配置・支援

新 県立学校への配置

⑧部活動指導員の配置と部活動の適正化

- ・部活動の専門的指導等を担当する人材の配置・支援
- ・部活動方針に基づく活動の徹底

⑨ICT支援員の配置

- ・日常的なICT活用をサポートする支援員の配置

柱4 学校・家庭・地域の連携・協働

⑩学校・教師が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

新 Webページ等による働き方改革に係る取組状況の公表

- ・学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進

⑪部活動改革の推進

- ・知事部局と連携した新たな地域クラブ活動の構築に向けた体制整備
- ・部活動改革に関する取組の趣旨・内容等についての周知・理解の促進

⑫コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした、地域のネットワークの強化

- ・学校や保護者・地域など多様な人々による熟議・協働活動の促進